

経済産業省における防災施策について

平成13年11月26日
経済産業省

1. 重点的に推進している防災施策

経済産業省としては、保安行政を担当する電力、ガス、原子力施設等に係る安全性確保・早期復旧のための施策、防災関係物資の円滑な供給の確保、被災中小企業等への事業者への支援が主たる役割であり、具体的には次の施策を実施中。

ライフライン（電力、ガス、熱供給、工業用水道）の早期復旧

- 関係事業者との連絡手段の確保
- ライフラインの被害状況及び復旧見通しに係る情報把握
- 復旧対策、二次災害の防止、広域的な応援体制の整備等の指導 等

防災関係物資の円滑な供給の確保（生活必需品、燃料、仮設住宅関連物資等）

- 防災関係物資の需給及び価格動向の把握
- " の供給に係る関係事業者等への協力要請
- " の優先輸送確保のための他省庁への所要の措置要請 等

高圧ガス施設、石油コンビナート施設等の産業保安対策の実施

- 関係事業者との連絡手段の確保
- 危険物施設の被害状況の情報把握
- 復旧対策、二次災害の防止、広域的な応援体制の整備等の指導 等

海上災害時の防災関連資機材の確保・調達

- 油流出状況等の情報把握
- オイルフェンス等の油防除資機材の貸出し要請 等

原子力災害時の応急対策

- 情報収集・連絡体制の確立
- 緊急時影響予測システムの活用による事故影響、放射能の予測
- 専門家の派遣、避難誘導の指導・助言等の実施 等

産業（含中小企業）の被害状況及び被災事業者への支援

- 産業被害の情報把握
- 経済産業局における震災相談窓口の設置
- 災害時特例措置の実施（災害発生証明書発行、法律上の特例措置等）
- 被災事業者の事業再建のための金融・財政措置等特例措置の実施 等

災害に関連する情報の提供

- ライフライン等の被害状況・復旧見通しに関する情報提供
- 物資供給状況に関する情報提供
- 産業被害の情報提供
- 問い合わせに対する的確な対応
- 防災に関する調査研究 等

2. 経済産業省における防災関係予算の概要（詳細別添1参照）

経済産業省においては、主として

- ・地震等に関する調査研究関連
- ・重要施設（原子力、石油精製プラント、電気・ガス施設等）の保安対策のための調査・研究、技術開発等
- ・鉱山保安、火薬類保安対策
- ・その他（工業用水、採石保安対策等）

について予算要求を実施しているところ。

3. 委員からの指摘事項に対する回答

（事故災害の対策強化について）

経済産業省において対応すべき主たる事故災害対策は

- ①電力関係事故災害
- ②ガス関係事故災害
- ③原子力事故災害
- ④鉱山関係事故災害
- ⑤高圧ガス、液化石油ガス、火薬類関係事故災害

であるが、それぞれに個別法令に基づく保安確保を基本としつつ、防災基本計画、経済産業省防災業務計画等に基づく防災マニュアルの策定・見直しを行ってきているところ。

なお、事故対策の充実に関しては、政府の「事故災害防止安全対策会議」において、経済産業省関係の事故防止対策について、

- ・「安全文化」の創造、安全意識の徹底を図るための取り組み
- ・検査点検体制の充実
- ・機械・システムの安全性の向上の促進
- ・情報の共有と公開の促進

という観点から、点検を実施したところである（詳細別添2参照）。

（配付資料）

別添3 経済産業省の主要防災施策

別添4 阪神淡路以降の災害等を踏まえ取り組んでいる事項

平成14年度防災関係予算概算要求状況

(別添1)

(単位：百万円)

事 項	平成14年度 概算要求額	平成13年度 当初予算額
化学兵器の国際的規制問題関連対策	60	60
地震に関する調査研究	運営費交付金 67,584の内数	運営費交付金 69,310の内数
火山噴火予知に関する研究	運営費交付金 67,584の内数	運営費交付金 69,310の内数
岩石採取に伴う災害防止のための教育等	7	8
工業用水道事業（地方公共団体等に対する工業用水道施設 の建設費補助）	8,555の内数	11,087の内数
地盤沈下防止対策関係調査	71	71
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	2,918	3,543
鉱害防止技術調査研究	41	46
鉱山保安技術開発	運営費交付金 67,584の内数	運営費交付金 69,310の内数
鉱山に対する保安上の監督	349	342
石油精製プラント地震対策調査研究	58	58
石油コンビナート等防止対策の指導	12	12
大規模石油災害対策	1,056	899
危険物災害対策 うち ・ 熱暴走・熱爆発反応のリスクマネジメントシステムの研究	運営費交付金 67,584の内数	運営費交付金 69,310の内数
・ 液化石油ガス供給事業安全管理技術開発	80	105
火災類災害防止対策	48	36
電気・ガス災害対策	42	42
高圧ガスプラントの耐震化の推進	2	2
高圧ガス及び火災類による災害防止の指導	28	28
原子力発電施設等緊急時対策技術等委託費	3,275	3,131
原子力発電施設耐震対策 うち ・ 原子力発電所の耐震性評価のための調査	2,566	2,144
・ 原子力発電所耐震性信頼性実証等	200	200
・ 原子力発電所耐震性信頼性実証等	2,066	1,584
・ 原子力発電所の耐震性安全解析コード改良試験	300	360
原子力発電施設等緊急時安全対策	4,785	3,972
原子炉施設アクシデントマネジメント知識ベース整備	60	0
原子力発電施設検査技術調査	600	600
原子炉格納容器信頼性実証事業	1,148	1,348
研究開発段階発電用原子炉施設安全性実証解析等	80	95
研究開発段階炉発電用原子炉安全解析コード改良整備	83	70
新型炉の安全性解析等	10	0
複雑形状部機器配管健全性実証事業	650	100
炉内構造物等特殊材料溶接部検査技術調査	100	0
被災中小企業者への円滑な資金供給の実施	6	8
産業復興支援事業	143	159

②中央防災会議「第2回防災基本計画専門委員会」
 (4) 委員からの指摘事項に対する説明、回答
 事故災害の対応強化について

経 済 産 業 省

当省において取り組むこととされた施策	具体的な施策の推進状況（平成12年6月5日以降）及び点検結果
<p>1. 「安全文化」の創造、安全意識の徹底を図るための政府の取組 (1) 学校教育全般を通じた安全 教育のための対策 ①高等教育における安全教育の充実 ア. 大学等の高等教育機関において導入を予定している学会、産業界の連携による技術者教育の認定制度（アクレディテーション・システム）を通じて、技術者倫理に関する教育の充実が図られるよう支援する。</p>	<p>○アクレディテーション・システムの導入を促進するため、調査研究予算を平成12年度に確保した。 <点検結果> ○引き続き行う アクレディテーション・システムの導入を一層推進するため、平成12年度に引き続き13年度も調査研究予算を確保し、支援を行っているところ。</p>
<p>(2) 事業者等における安全教育と安全意識の徹底を図る対策 ①労働者・社会人に対する安全教育の充実 ア. 各事業所管官庁において行っている業務資格制度のうち、特に当該業務に伴う事故により重大な社会的影響が生ずるような危険を伴う業務従事者の資格制度については、業務開始当初だけでなく、3年目、5年目等、経験年数に応じた再度の安全教育システムの導入を検討する。また、この場合、大学等の教育機関が教育訓練機関として積極的に協力する。 イ. 労働者及び事業者が安全に関する幅広い知識及び技術を習得するための中小企業者に対する研修の充実を図る。</p>	<p>○「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」において、事業者及び事業者が遵守すべき核燃料物質の取り扱い等に関する保安教育についての規定が含まれることとし、事業者が従業者に対して保安教育を行うよう義務づけた。（平成11年12月公布、平成12年7月施行） <点検結果> ○引き続き行う 定期的に保安規定の遵守状況に関する検査を行っているが、事業者が保安教育を適切に実施していることを確認。 ○平成12年3月に、「平成12年度鉱山保安監督方針」を作成し、中小規模鉱山に対しては、保安指導員制度の活用を図り、保安技術指導、保安教育の充実を図らせるよう指示した。 <点検結果> ○引き続き実施する。 平成13年3月に、「平成13年度鉱山保安監督方針」を作成し、指示済み。 ○中小企業創業事業団中小企業大学校においては、毎年、国庫補助事業として実施している中小企業者向けの各種研修で、安全衛生管理について講義しているところであり、12年度も実施した。</p>

	<p><点検結果> <input type="checkbox"/>引き続き実施する。</p>
<p>②リスクマネジメントシステムの普及・促進等 ア. 災害発生の潜在的危険性を減少させ、事業場の安全衛生水準を向上させるために、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動のガイドラインとしての、労働安全衛生マネジメントシステム（平成11年4月30日労働省告示）等を国際的な動向を踏まえつつ普及・促進する。そのため、労働災害防止団体、事業者団体、安全衛生専門家団体等において、その実施のための体制を整備する。</p> <p>イ. 人為的災害など様々なリスクを極小化するための包括的なガイドラインとして「リスクマネジメントシステム構築のための指針」のJISを制定し、普及・促進を図る。</p> <p>ウ. 作業に潜む危険要因に対し、事前に予防対策を講じるための危険予知活動を普及・促進する。</p>	<p><input type="checkbox"/>科学的根拠に基づいた危険要因の抽出、対処方法を構築し自主保安を促進するために、リスクアセスメント手法の調査研究を平成11年度に開始し、評価手法の研究、リスク評価を支えるデータベースの整備等を行うために諸外国の評価方法や事故事例等を調査し、当該調査研究の成果を広く開放することにより、同手法の普及・促進を図る。</p> <p><点検結果> <input type="checkbox"/>引き続き行う</p> <p><input type="checkbox"/>労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際的な動向として、ISOへ国際規格開発に関する提案等がなされており、本年6月にISOとしての対応が決まる予定。我が国としては、産業界等関係者の意向を十分踏まえながら対応を行っている。</p> <p><点検結果> <input type="checkbox"/>ISOでは検討しないこととなった（TMB決議）。</p> <p><input type="checkbox"/>リスクマネジメントシステムの標準化に関する調査研究において、平成11年度末までに「リスクマネジメントシステム構築のための指針」のJIS原案の作成を行った。本原案に基づき、平成12年度中にJISを制定予定。</p> <p><点検結果> <input type="checkbox"/>平成13年3月にJISを制定した。</p> <p><input type="checkbox"/>平成12年3月に、「平成12年度鉱山保安監督方針」を作成し、各鉱山保安監督部に対し、各鉱山・事業所において、保安運動、特に作業に潜む危険要因に対し、事前に予防対策を講じるための危険予知活動やヒヤリハット運動を積極的に実施させるよう指示した。</p> <p><点検結果> <input type="checkbox"/>引き続き実施する。 平成13年3月に、「平成13年度鉱山保安監督方針」を作成し、指示済み。</p>
<p>③技術者の職業倫理の向上 ア. 産業界が中心となった技術者教育プログラムについて、実際の現場まで含めた普及・活用の促進、及び当該プログラムにおいて技術者に対する倫理教育の徹底を支援する。</p>	<p><input type="checkbox"/>学協会等の民間団体による技術者教育プログラム整備を支援するため、産業技術力強化法において産業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための業務を新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として追加するとともに、調査予算を平成12年度に確保した。</p> <p><点検結果> <input type="checkbox"/>引き続き行う 学協会等の民間団体による技術者教育プログラム整備を一層推進するため、平成12年度に引</p>

	<p>き続き13年度も調査研究予算を確保し、支援を行っているところ。</p>
<p>④調査研究の推進 ア. 大学・研究所における安全管理システム等の研究を推進する</p>	<p>○原子力安全委員会において策定された原子力安全研究年次計画に基づき、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、放射線医学総合研究所等の国立試験研究機関、民間機関等において、安全研究が実施されており、研究の成果は安全審査における判断として生かされている。</p> <p><点検結果> ○引き続き行う 従来より、研究成果を安全審査における参考として生かしてきたが、平成13年度より、原子力安全研究年次計画の安全研究関連に予算措置を付すなどさらに積極的な施策を実施している。</p>
<p>⑤安全に対する士気の向上策 ア. 安全確保に対する優れた取組を積極的に評価し、公表することで、安全対策に積極的に取り組むためのインセンティブを付与する。</p> <p>イ. 安全情報について、利用者、事業者、メーカー、一般国民等それぞれの情報の受け手に応じ、提供すべき情報の内容、形式、提供方法の最適化を図る。</p>	<p>○製品安全協会が実施するSGマーク制度をさらに普及させ、社会の製品安全への意識向上に資するため、SGマーク制度普及功労者を通商産業大臣が表彰する。</p> <p><点検結果> ○実施しない 点検の結果、製品安全協会が特別認可法人から財団法人に組織が変更されており、民間団体が実施する保険制度の普及功労者に対し、国が表彰することが他の民間の保険制度との権衡を逸するため。</p> <p>○独立法人製品評価技術基盤機構において、経済産業省所掌の消費生活用製品の欠陥等により人的・物的被害が発生した事故、人的被害が発生する可能性がある物的事故及びこれらの事故を生ずる可能性の高い製品の欠陥に関して情報を収集するとともに、その内容の調査、検討及び公表を行っている。平成11年11月からは独立法人製品評価技術基盤機構のホームページにおいて、事故情報・社告情報等を掲載し、インターネット上での情報提供を行っている。</p> <p><点検結果> ○引き続き行う</p>
<p>(3) 事業者等における法律遵守の徹底と法令違反に対する厳正な対処 ①事業者等に対する講習、業界団体等による研修会等において、法令遵守の指導の徹底を図る。</p>	<p>○原子力安全委員会ウラン加工工場臨界事故調査委員会の報告を踏まえ、加工事業者に対する施設定期検査の導入、保安規定の順守状況の検査制度の導入等について、平成11年12月原子炉等規制法の改正を行った。</p> <p><点検結果> ○引き続き行う 改正した原子炉等規制法に基づき、加工事業者に対する施設定期検査及び保安規定の順守状況の検査等を引き続き実施し、加工事業における同種の事故の発生を未然に防止を図る。</p>

	<p>○高圧ガス・液化石油ガス及び火薬類に係る講習、研究会等において、法令改正内容、保安の動向を説明するとともに法令遵守、保安の徹底の指導を行っている。</p> <p><点検結果> ○引き続き行う</p> <p>○昨年12月に改正された原子炉等規制法の改正に伴う実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正（平成12年4月公布、平成12年7月施行）において、保安検査の具体的な方法について規定した。</p> <p><点検結果> ○引き続き行う。</p>
<p>②法令に定められた立入検査等を効率的に実施し、法令違反行為の是正を求める。</p>	<p>○高圧ガス保安法、液化石油ガス保安法及び火薬類取締法の適用事業所に対して、行政庁が必要に応じて立入検査を行い、設備、製造の方法等の技術上の基準の順守状況や、保安体制の確認を実施している。</p> <p><点検結果> ○平成12年8月に発生した火薬類製造工場の爆発事故について、事故調査委員会を設置して、原因究明及び再発防止策を検討するとともに、法律に基づく立入検査、報告徴収をふまえ、製造施設の一部使用停止命令等の行政処分を行った。</p> <p>○平成12年3月に「平成12年度鉱山保安監督方針」を作成し、各鉱山保安監督部に対し、監督検査等の効果的な実施を指示した。</p> <p><点検結果> ○引き続き実施する。 平成13年3月に、「平成13年度鉱山保安監督方針」を作成し、指示済み。</p> <p>○原子力発電所を保有する電気事業者に対して、平成11年12月に改正された原子炉等規制法に基づいて、行政庁が定期的に保安規定の遵守状況に関する検査を行うこととしており、このための人員補強を含め、12年4月から安全規制について大幅な体制強化を行った。</p> <p><点検結果> ○引き続き行う 全国16箇所の原子力発電所近傍に約90名の原子力保安検査官を配置、年4回の保安規定の遵守状況に関する検査等を実施中。</p>
<p>③法令違反に対しては、機械・設備の使用停止等、法令に定められた行政処分を厳正に実施するとともに、刑事責任の究明を徹底する。</p>	<p>○高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類に係る事故が発生した場合には、必要に応じて設備及び施設の一部使用停止命令等の行政処分を行っているほか、法令違反が認められた場合には書類送検も行われている。</p>

	<p><点検結果> ○引き続き行う</p> <p>○平成12年3月に、「平成12年度鉱山保安監督方針」を作成し、各鉱山保安監督部に対し、法令違反に対しては、事件送致及び行政処分等を徹底するよう指示した。</p> <p><点検結果> ○引き続き実施する。 平成13年3月に、「平成13年度鉱山保安監督方針」を作成し、指示済み。</p>
<p>④法令違反を犯した事業者等に対する罰則については、必要に応じ、法定刑の引き上げを含め、所管法令における規定の見直しを図る</p>	<p>○原子炉等規制法の一部改正において、罰則の見直しを行った。(平成12年7月施行予定)</p> <p><点検結果> ○引き続き行う。 平成12年に原子炉等規制法の一部改正において、罰則の罰金の引き上げを行った。</p>
<p>2. 検査点検体制の充実 (1) ISO9000シリーズに基づく品質マネジメントシステムの導入・展開を通じた安全確保体制の充実を図る。</p>	<p>○本年末に改正が予定されるISO9000シリーズに関して、各事業者による、規格改正の動向把握及び新規格の円滑な導入に対する検討を促すため、現時点での改正内容等を紹介する説明会を複数地域で開催した。</p> <p><点検結果> ○平成12年度末に改正された。</p>
<p>3. 機械・システムの安全性の向上の促進 (1) 機械の故障や人間の誤動作をカバーするフェイル・セーフ等のシステム導入を推進する。</p>	<p>○「平成12年度鉱山保安監督方針」を作成し、各鉱山保安監督部に対し、各鉱山・事業所においてヒューマンエラーに起因すると思われる災害を防止するため、機械・システムについて、フェイル・セーフ、すなわち、仮にエラーが発生してもすぐには事故災害につながらないようにする等の観点に立った災害防止対策を講じさせ、安全性と信頼性の向上を図らせるよう指示した。</p> <p><点検結果> ○引き続き実施する。 平成13年3月に、「平成13年度鉱山保安監督方針」を作成し、指示済み。</p>
<p>(2) 事故発生時の被害を軽減する構造・システム等を導入する。</p>	<p>○高圧ガス保安、液化石油ガス保安、火薬類保安について、法令上、災害時の被害を未然に防ぐため、周辺の住宅等の保安物件から十分な距離を有すること、又は障壁を設置することを義務付けている。</p> <p><点検結果> ○引き続き行う</p>
<p>4. 情報の共有化と公開の推進</p>	

<p>(1) 作業における危険性・有害性の情報及びその防止対策が労働者や請負事業者に確実に伝達される仕組みを構築し、情報の共有化を推進する。</p>	<p>○平成12年3月に、「平成12年度鉱山保安監督方針」を作成し、各鉱山保安監督部に対し、各鉱山・事業所において、作業における危険性・有害性の情報及びその防止対策が労働者や請負業者に確実に伝達される仕組みを構築し、情報の共有化を推進させるよう指示した。</p> <p><点検結果> ○引き続き実施する。 平成13年3月に、「平成13年度鉱山保安監督方針」を作成し、指示済み。</p>
<p>(2) 過去の事故・インシデント情報を把握し、そのデータベース化等を図り、情報の共有化を推進する。</p>	<p>○高圧ガス保安、液化石油ガス保安、火薬類保安について、事故発生例の原因分析、再発防止対策の検討を行い、データベース化により情報共有化を図り、関係団体を通じた全国の製造業者等に対して安全対策の周知・徹底を図っている。</p> <p><点検結果> ○引き続き行う</p> <p>○平成12年3月に、「平成12年度鉱山保安監督方針」を作成し、各鉱山保安監督部に対し、各鉱山・事業所において、過去に発生した事故災害やヒヤリハット報告等のトラブルをその都度、その原因と対策について見直しを行い、その背景に存在する組織管理、検査点検、教育訓練等における問題点の洗い出しと対策の向上を講じさせるよう指示した。</p> <p><点検結果> ○引き続き実施する。 平成13年3月に、「平成13年度鉱山保安監督方針」を作成し、指示済み。</p>
<p>(3) 我が国及び諸外国の事故・インシデント情報について分析し、同種の事故の発生を未然に防止するために活用する。</p>	<p>○原子力安全委員会ウラン加工工場臨界事故調査委員会の報告を踏まえ、加工事業者に対する施設定期検査の導入、保安規定の順守状況の検査制度の導入等について、平成11年12月核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）の改正を行った。</p> <p><点検結果> ○引き続き行う 改正した原子炉等規制法に基づき、加工事業者に対する施設定期検査及び保安規定の順守状況の検査等を引き続き実施し、事業者等における法令遵守の徹底を図る。</p> <p>○高圧ガス保安協会では、海外における高圧ガス関係の事故発生事例について情報を収集し、外国に関する新聞記事や関連情報誌の内容を翻訳した上で、「高圧ガス保安総覧」に掲載している。</p> <p><点検結果> ○引き続き行う</p>

	<p>○我が国の海洋石油鉱山における保安を確保するため、諸外国における事故事例の分析を行い、同種の事故の発生を未然に防止するための安全マニュアルの作成に係る調査研究を実施している。</p> <p><点検結果> ○引き続き実施する。 平成13年3月に、「平成13年度鉱山保安監督方針」を作成し、指示済み。</p>
<p>(4) 事故の規模に応じた、国、地方公共団体、事業者、住民等の連絡調整網を整備し、事故発生時には関係者に迅速かつ適確に情報を提供する。</p>	<p>○高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類に係る事故時の事業者、都道府県からの通報・届出については、事故の規模に応じた連絡調整網を整備し、緊急時に適切な対応を行っているところであり、引き続き緊急時について適切な対応がとれるよう適切な運用を行っている。</p> <p><点検結果> ○引き続き行う</p> <p>○平成12年3月に「平成12年度鉱山保安監督方針」を作成し、各鉱山保安監督部に対し、各鉱山・事業所において、事故の規模に応じた、国、地方公共団体、事業者、住民等の連絡調整網を整備し、事故発生時には関係者に迅速かつ的確に情報が提供できるよう指示した。また、災害発生時の被害拡大防止のため、事故、異常事態発生時における対処要領についてマニュアル化を図るとともに、緊急時を想定した訓練を充実させるよう指示した。</p> <p><点検結果> ○引き続き実施する。 平成13年3月に、「平成13年度鉱山保安監督方針」を作成し、指示済み。</p>
<p>(5) 事故災害防止について、労働者の家族を含め、広く一般の理解を得るため、通常時より地域住民に対する広報活動を進めるとともに、事業場の一般公開等を促進する。</p>	<p>○平成12年3月に「平成12年度鉱山保安監督方針」を作成し、各鉱山保安監督部に対し、各鉱山・事業所において、事故災害防止について広く一般の理解を得るため、通常時より地域住民に対する広報活動を進め、事業場の一般公開等を促進させるよう指示した。</p> <p><点検結果> ○引き続き実施する。 平成13年3月に、「平成13年度鉱山保安監督方針」を作成し、指示済み。</p>

経済産業省における主要防災施策の概要 (経済産業省防災業務計画抜粋)

1. 震災対策及び各種災害に共通する対策

第1章 災害予防

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報連絡ルートの確立

発災時等に災害応急・復旧対策の実施に必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内(本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間及び地方支分部局等相互間)並びに関係省庁、所管の指定公共機関、地方公共団体及び関係事業者等との間で情報連絡ルートの確立を図る。

情報連絡ルートは、防災業務マニュアルにおいて明確にするとともに、防災訓練等を通じて定期的に確認する。

その際、夜間、休日、出勤途上等の勤務時間外においても的確に対応できる体制を整備することとし、このため、省内関係者へのポケットベル・携帯電話の貸与、連絡担当者の複数化等の措置を講じる。

2 情報連絡手段の確保

発災時等に省内並びに関係省庁、地方公共団体及び指定公共機関等との情報連絡手段を確保するため、ポケットベル・携帯電話・自動車電話等の移動通信機器の充実に努める。また、重要回線の専用線化、高度化、衛星通信・無線通信の活用を含めた情報連絡手段の多重化等について検討する。NTT等の電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等を効果的に活用できる体制を確立し、また、災害用として配備されている無線電話等の機器の運用方法等について習熟しておくこととする。

非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より、災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のための訓練を行う。

第2節 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的考え方

防災基本計画に示された構造物・施設等の耐震性を確保するための基本的な考え方は、次のとおりである。

○構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、液状化及び発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動をともに考慮の対象とする。

○その際、構造物・施設等は、一般的な地震動、液状化に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

○さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの及び地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、並びに多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等と比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、耐震性の確保には、上記の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保及び多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策も含まれる。

第3節 電気、ガス等ライフラインの機能の確保等

1 施設の耐震性の確保

防災基本計画で示された上記の基本的な考え方にに基づき、電気、ガス等のライフライン施設の耐震性を確保するための基本目標は、施設の特性を考慮し、次によるものとする。

A. 一般的な地震動に際し個々の設備ごとの機能に重大な支障が生じないこと

B. 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと

C. 高レベルの地震動に際しても著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保等により、全体としておおむねシステムの機能が維持されること又は一層の被害極小化を図ること

上記の基本目標に基づき、各設備が確保すべき耐震性は、以下の2つの耐震区分に分類できる。

○区分1(ダム、LNGタンク、石油タンク、球形ガスホルダー、高圧ガス導管等)

・ダム、LNGタンク、石油タンク、球形ガスホルダー、高圧ガス導管等といった機能喪失した場合に人命に重大な影響を与える可能性のある設備については、「A. 一般的な地震動に際し個々の設備ごとの機能に重大な支障が生じることのないよう、耐震性を確保する」ことが必要であるとともに「B. 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えることのないよう、耐震性を確保する」ことが必要。

○区分2(タービン、ボイラー、変電設備、送電設備、低圧ガス導管等)

・区分1以外のその他の設備については、「A. 一般的な地震動に際し個々の設備ごとの機能に重大な支障が生じることのないよう、耐震性を確保する」ことが必要であるとともに「C. 高レベルの地震動に際しても著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保等により、全体としておおむねシステムの機能が維持されること又は一層の被害極小化を図ること」が必要。

上記の趣旨を踏まえ、電気工作物及びガス工作物に関する設計指針等により、適切な耐震設計を行うよう事業者を指導する。また、設計指針等については、その後の状況に応じて必要な見直しを行う。

さらに、発電用原子炉施設については、その構造物・施設等の重要度を考慮して、「発電用原子炉施設に関する耐震設計指針について（昭和56年原子力安全委員会決定）」により、敷地周辺の活断層や過去の地震等の詳細な調査に基づき想定されるいかなる地震力に対してもこれが大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有することとしている。

2 各ライフラインごとの災害予防対策

(1) 電力

① 災害応急・復旧体制整備

- 発災時の初動体制、被害情報の収集・連絡体制の整備を事業者に指導するとともに、その整備状況を必要に応じて点検する。
- 災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制及び資機材融通体制を構築するよう事業者及び事業者団体を指導する。

② 施設等の保安確保

- 電気工作物について、各種の検査その他適切な監督又は指導を行う。
- 電気用品について、保安不良品の一掃のため、製造業者、輸入業者及び販売業者に対し、立入検査、改善命令その他適切な監督又は指導を行う。

③ その他

- 事業者に対し、非常災害又は緊急災害の発生時に生じる被害について想定を行い、災害対策本部設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施について検討するよう指導する。
- 電源開発に当たっては、災害の発生を未然に防止し、又は発生した場合において災害の拡大を防止するため、立地条件を十分考慮する。

(2) ガス

① 災害応急・復旧体制整備

- 発災時の初動体制、被害情報の収集・連絡体制の整備を事業者に指導するとともに、その整備状況を必要に応じて点検する。
- 災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制及び資機材融通体制を構築するよう事業者及び事業者団体を指導する。

② 施設等の保安確保

- ガス工作物について、各種の検査その他適切な監督又は指導を行う。
- ガス用品について、保安不良品の一掃のため、製造業者、輸入業者及び販売業者に対し、立入検査、改善命令その他適切な監督又は指導を行う。
- 供給区域のブロック化等都市ガスの被害を最小限にとどめる措置を講じるための所要設備の整備を図るよう事業者を指導する。

③ その他

- 事業者に対し、非常災害又は緊急災害の発生時に生じる被害について想定を行い、災害対策本部設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施について検討するよう指導する。

(3) 熱供給

① 災害応急・復旧体制整備

- 発災時の初動体制、被害情報の収集・連絡体制の整備を事業者に指導するとともに、その整備状況を必要に応じて点検する。
- 災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制及び資機材融通体制を構築するよう事業者及び事業者団体を指導する。

② 施設等の保安確保

- 熱供給施設について、各種の検査その他適切な監督又は指導を行う。

③ その他

- 事業者に対し、非常災害又は緊急災害の発生時に生じる被害について想定を行い、災害対策本部設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施について検討するよう指導する。

(4) 工業用水道

① 災害応急・復旧体制整備

- 発災時の初動体制、被害情報の収集・連絡体制の整備を事業者に指導するとともに、その整備状況を必要に応じて点検する。
- 災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制及び資機材融通体制を構築するよう事業者及び事業者団体を指導する。

② 施設等の保安確保

- 工業用水道施設について、自主検査等により機能の確保を図るよう事業者を指導する。

③ その他

- 事業者に対し、災害の発生時に生じる被害について想定を行い、あらかじめ対策を検討するよう指導する。

第4節 産業保安の確保等

1 施設等の耐震性の確保

高圧ガス施設、液化石油ガス施設、鉱山施設の耐震性を確保するための基本的な考え方は、第3節1と同様とする。

2 保安活動体制の整備

危険物等の取扱い事業者又は事業者団体を通じて、保安教育の徹底、自主保安基準の作成、自主検査の実施、災害安全運動の実施、防災思想の普及その他自主的な防災活動体制を整備するよう指導する。

3 各危険物等における災害予防対策

(1) 危険物施設（高圧ガス施設、石油コンビナート施設等）

- 発災時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報・収集連絡体制の整備について、事業者、事業者団体及び地方公共団体等を指導する。
- 発災時の初動体制の整備について事業者等を指導する。
- 高圧ガス施設については、計装制御系及び保安電力系に係る耐震化対策に努めるよう事業者及び事業者団体等を指導する。
- 高圧ガス施設に係る地震時の同時多発的な異常事態を想定して、緊急時に講じる措置を明記したマニュアルの整備、ガス漏洩時の着火源管理等の対応を徹底するよう事業者、事業者団体及び地方公共団体等を指導する。
- 火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスによる災害を防止するため、これらの製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱いに対する規制、保安教育の普及徹底その他適切な監督又は指導を行う。
- 石油コンビナート等に係る災害を防止するため、災害の予防に必要な施設及び設備の整備に関する指導、防災訓練の積極的な実施その他適切な監督又は指導を行う。
- 非常災害又は緊急災害の発生時に生じる被害について、事業者が想定を行い、あらかじめ対策を検討するよう指導する。

(2) 鉱山

- 発災時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者、事業者団体及び地方公共団体等を指導する。
- 発災時の初動体制の整備について、事業者等を指導する。
- 鉱山における災害を防止し、保安の確保に資するため、各種災害の防止基準に基づき検査、監督を行うとともに、保安教育の徹底その他適切な指導を行う。なお、各鉱山保安監督部等は、年度ごとに鉱山保安監督指導実施要領を作成する。
- ばた山及び鉱さいの崩壊又は流出による災害の発生を防止するため、必要に応じ、鉱業権者に対し、災害発生防止措置を行わせるとともに、最終鉱業権者が無資力又は不存在である場合に地方公共団体が行う防災工事に対し、補助金を交付する等により、防災工事を推進する。
- 非常災害又は緊急災害の発生時に生じる被害について、事業者が想定を行い、あらかじめ対策を検討するよう指導する。

(3) その他

- 砂利採取及び採石に伴う災害を防止するため、検査その他適切な監督又は指導を行う。

第5節 防災関係物資の供給体制の整備等

1 防災関係物資の供給体制の整備

- 下着、毛布等の生活必需品について、供給体制を整備する。特に、下着、毛布、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベについて、調達体制の整備に特段の配慮を行うこととし、その調達可能量について、毎年度、調査する。
- 応急仮設住宅の建設に要する資機材について、企業等との連携を図りつつ、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達、供給体制を整備する。
- 資源エネルギー庁は、災害時における緊急輸送の確保のために、円滑な道路交通の確保をはじめとして緊急輸送関係省庁及び地方公共団体の協力を得て、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。
- 過去における災害事例の分析及び研究を行い、災害時に特に必要とされる物資及び生産施設等の被災による需給への影響の把握に努める。
- 災害が発生した場合に防災関係物資の円滑な供給が行い得るよう、常時その所掌に係る防災関係物資の需給及び価格の動向の把握に努める。
- 地域別の防災関係物資の生産地及び生産、出荷、在庫の状況等に関する資料を整備するとともに、災害時におけるこれらの物資の輸送のために必要な関係機関等との連絡体制の整備に努める。

2 防災関係物資に係る連絡体制の整備

- 災害時における防災関係物資の確保を円滑に行うため、物資ごとに供給体制の確立のために協力要請等を行うことが必要な事業者又は事業者団体との情報収集・連絡体制を整備する。

第6節 災害復旧・復興への備え

1 災害時影響調査等の実施

- 災害による産業被害の規模等経済社会に与える影響を調査し、被害を軽減するための措置を検討する。
- 被災事業者の自立復興支援方策及び復興資金の負担の在り方等災害復興対策についての研究を行う。

2 産業被害軽減のための対応

- 産業立地の促進等に当たっては、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合においても災害による被害の拡大を防止するため、立地条件を十分考慮するよう努める。
- 地域産業の復興の円滑化のため、耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い、企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。
- 事業者における防災関連施設の整備を促進する。

3 産業被害状況把握体制の整備

- 災害による産業被害の状況把握を早急に行うため、所管事業者又は事業者団体との情報収集・連絡体制を整備する。

第7節 被災事業者等に対する支援体制の整備

- 被災者及び被災事業者等への情報提供
発災時に被災事業者等に対し災害応急対策の情報を常に連絡できるよう体制の整備を図る。
発災後の経過に応じて被災事業者等に提供すべき情報について整理しておく。
- 被災者支援体制の整備
関係事業者等と協力し、自ら又は関係事業者等が有する防災施設の広域的な活用方策を検討する等被災者支援体制の整備に努める。

第8節 企業防災の促進

- 企業防災の意識啓発・普及
災害時に企業の果たす役割の大きさにかんがみ、関係企業に対し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等の実施を働きかける等防災活動の推進に努める。
- 企業防災管理の在り方
企業における防災管理の在り方について調査検討を進める。

第9節 防災に関する研究の推進

- 災害防止技術の研究
次に掲げる所掌に係る災害予防に関する科学的な調査研究を関係部局において実施し、その成果を取り入れた災害予防対策の効果的な実施を図る。
 - 過去の災害事例の分析、災害パターンの想定及び効果的対応策
 - 所管の法令に基づく保安技術基準の検討及びこれによる災害の防止
 - 危険物による災害防止
 - 電気、ガス等所管のライフラインに関する施設に係る災害の防止
 - 鉱山における災害の防止
 - 地震予知及び地震災害の防止
 - 火山災害の防止
 - その他経済産業省の所掌に係る事業の災害の防止
- 関係機関との協力等
 - 災害による被害の発生防止又は軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係事業者、大学、民間研究機関及び海外研究機関と協力して、防災に関する科学技術の研究を推進する。
 - 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用資機材等の高度化及び専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間の研究者及びデータの交流並びに共同研究の推進等に努める。

第10節 防災訓練及び防災についての啓蒙活動の実施

発災時に災害応急対策が適切かつ円滑に行われるよう、次に掲げる防災訓練及び防災についての啓蒙活動を実施する。また、関係事業者等に対し、防災訓練及び防災についての啓蒙活動を実施するよう指導する。

- 防災訓練の実施
関係省庁、地方公共団体及び関係事業者等と協力して、毎年度一回以上、非常災害又は緊急災害の発生を想定した防災訓練を実施する。その際、訓練内容が実践的かつ効果的なものとなるよう、あらかじめ十分な準備を行うとともに、実施後にその結果を評価し、必要に応じ、防災対策の点検、見直しを行う。
- 防災についての啓蒙活動の実施
関係省庁、指定公共機関、地方公共団体及び関係事業者等と協力して、防災思想の普及及び防災知識・技能の向上を図るため、次に掲げる啓蒙活動の実施に努める。
 - 経済産業省及び関係指定公共機関の職員を対象とした防災に関する研修会及び講習会の実施。防災に関するパンフレット及びリーフレット等の作成・配布
 - 経済産業省の所掌に係る防災に関する講習会及びシンポジウムの開催。電気、ガス等のライフラインが被災した場合の対処要領等を内容とするパンフレット等の作成・配布

第11節 防災中枢機能の確保

非常災害又は緊急災害の発生時において、本省及び地方支分部局が応急対策の中枢拠点としての機能を果たし得るよう、庁舎の防災機能の向上等を目的として、次に掲げる措置を講じる。また、関係事業者等に対し、業務施設の防災機能の向上を図るよう指導する。

なお、自らの施設が被災した場合に、防災業務の実施体制を確保するため、職員・来訪者等の安全対策、施設の復旧、防災に関する物資及び資機材の整備及び点検等を行う。

- 庁舎の防災機能の向上等
 - 本省及び地方支分部局等の庁舎の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。
 - 本省及び地方支分部局等における通信システムについて、資機材の耐震固定並びにアンテナ及びケーブルの耐災害性の確保を図る。

- 経済産業省のコンピュータシステムについて、バックアップ体制の充実及び記録媒体の多重化等に努める。
- 災害による停電等に対応するための非常用発電設備について、燃料の確保、補給及び運搬体制を整備する。
- 2 災害対策業務室の整備
災害応急対策のための初動体制確立の円滑化等災害即応体制の強化を図るため、災害対策の中核施設として経済産業省本省に災害対策業務室を整備する。
災害対策本部が設置された場合には、本部事務局は災害対策業務室に置く。
- 3 庁舎が被災した場合の代替施設等の確保
本省、地方支分部局等の庁舎が被災し、使用が不可能となった場合に備えて、代替施設の確保等について関係省庁と協議し検討する。
特に、本省の庁舎が被災し、使用が不可能となった場合に備えて、政府本部との連携、関東経済産業局その他の地方支分部局等によるバックアップ体制を考慮しつつ、周辺地域において代替施設となる経済産業省施設を指定する。

第2章 災害応急・復旧対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防禦し、又は災害による被害の拡大を防止するため、次に掲げる事項に重点を置いて災害応急・復旧対策を実施するものとする。

- ア すみやかに、職員の参集及び情報収集・連絡体制の確立等必要な体制を整備すること
- イ 災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、正確に連絡すること
- ウ ライフラインである電気、ガス、熱供給及び工業用水道の早期復旧を図るよう関係事業者を監督又は指導すること。また、電気、ガス及び熱供給については、二次災害防止のための対策を講じるよう関係事業者を指導すること
- エ 危険物等による二次災害の防止を含めた産業保安対策を実施すること
- オ 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給を確保すること
- カ 事業者の業務の正常な運営を確保すること
- キ 被災事業者等を支援すること

第1節 初動体制の確立等

1 経済産業省の初動体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、本省及び関係地方支分部局等において、参集基準に基づく防災担当職員の参集、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各部局における発災時に対応した業務体制への移行及び防災に係る業務を実施する部局相互間の協力体制の構築等により、すみやかに災害対策を実施する体制を確立する。

2 政府本部等への対応

災害対策関係省庁連絡会議の開催及び政府本部の設置等が行われた場合には、あらかじめ指名した職員をこれに参画させ、関係省庁との情報交換及び災害応急対策の調整等に從事させる。
政府調査団が派遣される場合には、必要に応じ、関係職員を派遣する。

3 情報連絡手段の確保

災害発生後すみやかに情報連絡手段の機能を確保し、支障が生じた施設、設備の復旧を図る。また、携帯電話、自動車電話、衛星通信及び無線通信等を活用した緊急情報連絡用の回線を設定する。

第2節 電気、ガス等ライフライン施設の応急・復旧対策

1 初動体制

- 所管するライフライン施設の被害状況を早急に把握するため、関係事業者との情報連絡手段を確認する。
- 所管するライフライン施設等の被害状況を政府本部等にすみやかに報告する。

2 各ライフラインごとの応急・復旧対策

(1) 電力

①情報収集・連絡

○電気事業者から停電、電気工作物の被害の状況及び復旧見通しに係る情報を収集し、政府本部等に報告する。

②二次災害等の防止

- 電気事業者に対し、施設の健全性を点検するよう指導する。
- 電気事業者に対し、二次災害の防止に努めるよう指導する。

③復旧対策

- 電気事業者に対し、安全確保に留意した上で、復旧をすみやかに行うため必要な措置を講じるよう指導する。
- その際、必要に応じ、応急復旧に係る事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。
- 必要に応じ、電気事業者に対し、事業者相互間の電力融通がすみやかに行われるよう指導する。
- 電気事業者に対し、復旧見通しを早期に明確にし、必要に応じ、地方公共団体と連携をとりつつ、広く一般に知らしめるよう指導する。
- 電気事業者からの要請を受け、復旧作業の実施に係る許認可等の手続きの特例措置を講じる

- とともに、関係省庁に対し、同様の特例措置等を講じることを要請する。
- 電気事業者からの要請を受け、関係省庁及び関係企業に対し、復旧のために必要な支援措置を要請する。
 - 必要に応じ、復旧対策の円滑化のため、現地に職員を派遣する。
- (2) ガス
- ① 情報収集・連絡
 - ガス事業者からガス供給停止、ガス工作物の被害の状況及び復旧見通しに係る情報を収集し、政府本部等に報告する。
 - ② 二次災害等の防止
 - ガス事業者に対し、施設の健全性を点検するよう指導する。
 - ガス事業者に対し、二次災害の防止に努めるよう指導する。
 - ③ 復旧対策
 - ガス事業者に対し、安全確保に留意した上で、復旧をすみやかにを行うため必要な措置を講じるよう指導する。
 - その際、必要に応じ、応急復旧に係る事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。
 - ガス事業者に対し、復旧見通しを早期に明確にし、必要に応じ、地方公共団体と連携をとりつつ、広く一般に知らしめるよう指導する。
 - ガス事業者からの要請を受け、復旧作業の実施に係る許認可等の手続きの特例措置を講じるとともに、関係省庁に対し、同様の特例措置等を講じることを要請する。
 - ガス事業者からの要請を受け、関係省庁及び関係企業に対し、復旧のために必要な支援措置を要請する。
 - 必要に応じ、復旧対策の円滑化のため現地に職員を派遣する。
- (3) 熱供給
- ① 情報収集・連絡
 - 熱供給事業者から熱供給停止、熱供給施設の被害の状況及び復旧見通しに係る情報を収集し、政府本部等に報告する。
 - ② 二次災害等の防止
 - 熱供給事業者に対し、施設の健全性を点検するよう指導する。
 - 熱供給事業者に対し、二次災害の防止に努めるよう指導する。
 - ③ 復旧対策
 - 熱供給事業者に対し、安全確保に留意した上で、復旧をすみやかにを行うため必要な措置を講じるよう指導する。
 - その際、必要に応じ、応急復旧に係る事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。
 - 熱供給事業者に対し、復旧見通しを早期に明確にし、需要家に知らしめるよう指導する。
 - 熱供給事業者からの要請を受け、復旧作業の実施に係る許認可等の手続きの特例措置等を講じるとともに、関係省庁に対し、同様の特例措置を講じることを要請する。
 - 熱供給事業者からの要請を受け、関係省庁及び関係企業に対し、復旧のために必要な支援措置を要請する。
 - 必要に応じ、復旧対策の円滑化のため、現地に職員を派遣する。
- (4) 工業用水道
- ① 情報収集・連絡
 - 工業用水道事業者から工業用水の供給停止及び工業用水道施設の被害状況及び復旧見通しに係る情報を収集し、政府本部等に報告する。
 - ② 二次災害等の防止
 - 工業用水道事業者に対し、二次災害の防止に努めるよう指導する。
 - ③ 復旧対策
 - 工業用水道事業者に対し、安全確保に留意した上で、工業用水の供給の復旧をすみやかにを行うよう指導する。
 - その際、必要に応じ、応急復旧に係る事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。
 - 工業用水道事業者に対し、復旧見通しを早期に明確にし、受水企業に知らしめるよう指導する。
 - 工業用水道事業者からの要請を受け、関係省庁に対し、復旧のために必要な手続きの特例措置等を要請する。
 - 工業用水道事業者からの要請を受け、関係省庁及び関係企業に対し、復旧のために必要な支援措置を要請する。
 - 必要に応じ、復旧対策の円滑化のため現地に職員を派遣する。

第3節 危険物等の二次災害防止等産業保安対策

1 初動体制

- 所管する危険物施設の被害状況を早急に把握するため、都道府県及び関係事業者との情報連絡手段を確認する。
- 所管の危険物施設の被害状況を政府本部等にすみやかに報告する。

2 各施設ごとの対策

- (1) 危険物施設（高圧ガス施設、石油コンビナート施設等）
 - 事業者に対し、施設の健全性の点検を行い、二次災害の防止に努めるよう指導する。
 - 危険物等の保安を確保するため、危険物等を取り扱う事業所に対し、法令等に定めるところにより応急対策を講じるよう十分に監督又は指導するとともに、その実施状況の把握に努める。
- (2) 鉱山
 - 鉱山保安監督局は、鉱業権者に対し、施設の健全性の点検を行い、二次災害の防止に努めるよう指導する。
 - 鉱山における二次災害を防止するため、法令等に定めるところにより応急対策を講じるよう十分に監督又は指導するとともに、その実施状況の把握に努める。

第4節 防災関係物資等の適正な価格による円滑な供給の確保

- 1 防災関係物資についての情報収集

防災関係物資の需給及び価格の動向について、必要な情報の収集に努める。
- 2 円滑な供給の確保
 - 災害時において、被災者の日常生活の確保に必要な所管の生活必需品等が被災地において不足している場合には、関係事業者又は事業者団体に協力を要請し、その供給を確保する。その際、当該物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資を被災地に適正な価格で供給するよう指導する。
 - 被災地域において欠乏している防災関係物資の適正な価格による円滑な供給を図るため、当該物資の優先輸送の確保に必要な措置その他の適切な措置を講じる。
- 3 応急措置の実施に必要な物資の収容等
 - (1) 災害対策基本法第78条第1項の規定による処分は、上記に定める措置によって災害応急対策の実施に特に必要とされる当該物資の円滑な供給を確保することができない場合において、特に必要があると認めるときに行う。ただし、当該措置は、真にやむを得ない場合に限り、かつ、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ講じられるべきであって、可能な限り、関係者の協力を得て、必要物資の確保を図るよう努めるものとする。
 - (2) 地方支分部局長は、(1)に定めるところにより処分を行おうとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項について大臣に報告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後すみやかに報告することとして、これらの措置を講じることを妨げない。
 - ア 保管又は収用すべき物資の種類又は名称及び数量並びにこれを保管すべき者又は所有者
 - イ 処分の理由
 - ロ 災害対策基本法第82条第1項の規定に基づき補償すべき金額の概算額
 - エ 処分の期日
 - オ 保管命令にあっては期間
 - カ その他処分に関し、大臣に報告することが必要であると認める事項

第5節 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援

- 1 情報収集・連絡体制の確立

災害時において、災害応急対策の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じ、産業被害の情報収集・連絡体制を確立し、産業被害の情報を整理し、政府本部等に連絡する。
- 2 事業者等の業務の正常な運営の確保
 - (1) 事業用資材又は製品の緊急輸送等
 - 本省又は経済産業局は、被災地域における事業の再開又は継続に必要な原材料及び燃料等の被災地域への搬入又は製品等の滞貨の被災地域からの搬出を円滑に行わせるため、必要があると認められる場合には、運輸省又は運送事業者に対し、貨車、トラック等の緊急配車その他の輸送手段の確保を要請するとともに、都道府県知事、公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書の交付を要請する等必要な措置を講じる。
 - 本省又は経済産業局は、上記の要請等を行う場合において特に必要があると認めるときには、関係各機関と協力して当該物資の緊急輸送計画を作成し、その実施の推進に努める。
 - (2) 事業者等に対する特例措置の提供

被災地の状況にかんがみ、必要に応じ、被災者に対し、次に掲げる事項をはじめとする所掌事務に関する特例措置を提供するよう努める。

 - ① 災害発生証明書等の交付等

本省又は経済産業局は、災害の発生により輸出品の船積遅延等が生じた場合には、当該輸出品の船積遅延等による苦情又は契約の取消し等の事故の発生を防止するため、災害発生証明書等の交付等適切な措置を講じる。
 - ② 特許等の手続き期間の延長

災害の発生により、交通、通信手段への影響が生じ、本人の責めに帰さない事由により特許等の手続き期間を徒過した場合には、特許庁長官等は、第三者の利益を過度に害さない範囲で、手続き期間の延長を認める等の救済措置を講じる。
 - ③ 電気・ガス・熱供給料金についての特例措置の認可等

本省又は経済産業局は、必要に応じ、災害救助法が適用された地域等における被災需要家を対象とする電気・ガス・熱供給料金の特例措置（早収期間及び支払期限の延長、不使用月の電気・ガス・熱供給料金の免除等）の認可及び電気・ガス用品の型式認可の有効期間の延長等の救済措置を講じる。
- 3 中小企業対策

被害を受けた中小企業者について、被害状況及び事業再建に必要な資金需要等の的確な把握に努めるとともに、被害の実状に応じ、必要な資金の円滑な融通を図る等事業の再建に必要な措置を講じる。

なお、当該災害が激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定に基づく政令により激甚災害として指定された災害をいう。）である場合には、必要に応じ、同法の定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。

- ア 商工組合中央金庫等政府系金融機関の被災中小企業者に対する貸付条件の特例措置
- イ 被災中小企業者の再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険についての別枠の付保限度額の設定、普通保険のてん補率の引上げ及び保険料率の引下げ
- ウ 中小企業近代化資金等助成法第3条第1項に規定する貸付けに係る貸付金であって、激甚災害を受ける以前に貸付けを受けたものについての償還期間の延長の措置
- エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用の一部について補助を行う都道府県に対する国の補助

4 被災者等への迅速な情報提供等

報道機関等と協力して、所管のライフライン施設等の被害状況及び復旧見通し、中小企業対策等被災事業者対策の特例措置、防災関係物資の調達状況、関係物資の流通状況等に関する情報を、すみやかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、被災者等から、これらの情報について問い合わせがなされた場合に的確に対応できるよう、体制を整備する。

経済産業局は、管轄区域内に災害が発生した場合には、被災中小企業者に対し、資金の円滑な融通等事業の再建のために必要な措置に関し、助言するとともに、被災者に対し、防災関連物資の供給状況、所管のライフライン施設等の被害状況及び復旧見通しに関し、情報を提供する。このため、当該経済産業局は、必要に応じ、被災者相談所を開設する。

第6節 防災中枢機能の復旧

経済産業省の施設が被災した場合には、防災業務の実施体制を確保するため、関係機関の協力を得つつ、早急に復旧措置を講じる。

第3章 災害復興対策

第1節 被災地の復興支援

被災地の復興に当たっては、地方公共団体が被災の状況及び地域の特性等を勘案しつつ定める復旧・復興の基本方向又は復興計画の実施に対し、必要に応じ、適切な協力をを行う。その際、産業復興の観点からの基盤整備等について、関係機関等と協力しつつ必要な支援を検討する。

第2節 ライフライン施設等の本格復旧

関係事業者等を指導して、ライフライン施設等の本格復旧をすみやかに進めさせる。

また、被災した施設の本格復旧に当たっては、現状復旧を基本とするが、再度の災害による被害を防止するとの観点から、耐災害性の向上等可能な限り改良復旧を行うよう指導する。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

被災中小企業者の自立を支援するため、政府系中小企業金融機関を通じ、災害復旧貸付等により、復旧に要する資金の融資等を行う。

必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、復旧に要する資金の貸付け等を行う。

特に地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展を進め得るような経済復興対策を講じる。

2. 原子力災害対策

災害対策基本法、原災法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき以下のとおり原子力災害対策を行うものとする。

第1章 組織体制

第1節 経済産業省原子力災害対策本部等

1 経済産業省原子力災害警戒本部及び経済産業省原子力災害現地警戒本部

(1) 経済産業省原子力災害警戒本部及び経済産業省原子力災害現地警戒本部の設置

大臣は、担当原子力事業所又は担当運搬において、原災法第10条第1項前段の規定により、同項の政令で定める事象（以下「特定事象」という。）の通報を受けたときは、経済産業省原子力災害警戒本部を設置するとともに、緊急事態応急対策拠点施設（特定事象が発生した地域の緊急事態応急対策拠点施設をいう。次節を除き、以下同じ。）等に、経済産業省原子力災害現地警戒本部を設置するものとする。

(2) 経済産業省原子力災害警戒本部及び経済産業省原子力災害現地警戒本部の組織及び運営

経済産業省原子力災害警戒本部及び経済産業省原子力災害現地警戒本部の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程に定める。

- (3) 経済産業省原子力災害警戒本部及び経済産業省原子力災害現地警戒本部の廃止等
経済産業省原子力災害警戒本部及び経済産業省原子力災害現地警戒本部は、経済産業省原子力災害対策本部が設置された場合又は当該特定事象に関する当該原子力災害の拡大の防止を図るための対策若しくは原子力災害応急・復旧対策を実施する必要がなくなったと認める場合には、廃止されるものとする。

なお、経済産業省原子力災害対策本部が設置された場合には、経済産業省原子力災害警戒本部及び経済産業省原子力災害現地警戒本部は、事務を、それぞれ、経済産業省原子力災害対策本部及び経済産業省原子力災害現地対策本部に引継ぐものとする。

- (4) 経済産業省原子力災害警戒本部の事務

経済産業省原子力災害警戒本部は、次に掲げる事務を行う。

ア 原災法第15条第1項の規定による情報の報告並びに公示案及び指示案の提出に関すること

イ 関係機関等との連絡・調整に関すること

ウ 特定事象に関する情報の収集・分析に関すること

エ 原災法第10条第2項の規定により地方公共団体の長から要請を受けた場合における職員等の派遣に関すること

オ 当該特定事象に係る担当原子力事業所の設置者に対する指示、指導及び助言に関すること

カ 次節3の経済産業省オペレーションルームに関すること

キ その他当該特定事象に関する当該原子力災害の拡大の防止を図るための対策及び原子力災害応急・復旧対策に関すること

- (5) 経済産業省原子力災害現地警戒本部の事務

経済産業省原子力災害現地警戒本部は、次に掲げる事務を行う。

ア 関係機関等との連絡・調整に関すること

イ 特定事象に関する情報の収集・分析に関すること

ウ 当該特定事象に係る担当原子力事業所の設置者に対する指示、指導及び助言に関すること

エ 緊急事態応急対策拠点施設に関すること

オ その他当該特定事象に関する当該原子力災害の拡大の防止を図るための対策及び原子力災害応急・復旧対策に関すること

- (6) 経済産業省原子力災害警戒本部事務局

経済産業省原子力災害警戒本部が設置された場合には、4の事務の円滑な遂行のため、経済産業省原子力災害警戒本部事務局を設置する。

経済産業省原子力災害警戒本部事務局の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程に定める。

2 経済産業省原子力災害対策本部及び経済産業省原子力災害現地対策本部

- (1) 経済産業省原子力災害対策本部及び経済産業省原子力災害現地対策本部の設置

大臣は、担当原子力事業所又は担当運輸において、原災法第15条第1項の規定により原子力緊急事態が発生したと認めるときは、経済産業省原子力災害対策本部を設置するとともに、緊急事態応急対策拠点施設等に、経済産業省原子力災害現地対策本部を設置するものとする。

- (2) 経済産業省原子力災害対策本部及び経済産業省原子力災害現地対策本部の組織及び運営

経済産業省原子力災害対策本部及び経済産業省原子力災害現地対策本部の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程に定める。

- (3) 経済産業省原子力災害対策本部及び経済産業省原子力災害現地対策本部の廃止

経済産業省原子力災害対策本部及び経済産業省原子力災害現地対策本部は、当該特定事象に関する当該原子力災害の拡大の防止を図るための対策及び原子力災害応急・復旧対策を実施する必要がなくなったと認める場合には、廃止されるものとする。

- (4) 経済産業省原子力災害対策本部の事務

経済産業省原子力災害対策本部は、次に掲げる事務を行う。

ア 関係機関等との連絡・調整に関すること

イ 特定事象に関する情報の収集・分析に関すること

ウ 当該特定事象に係る担当原子力事業所の設置者に対する指示、指導及び助言に関すること

エ 次節3の経済産業省オペレーションルームに関すること

オ その他当該特定事象に関する当該原子力災害の拡大の防止を図るための対策及び原子力災害応急・復旧対策に関すること

- (5) 経済産業省原子力災害対策本部事務局

経済産業省原子力災害対策本部が設置された場合には、(4)の事務の円滑な遂行のため、経済産業省原子力災害対策本部事務局を設置する。

経済産業省原子力災害対策本部事務局の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程に定める。

- (6) 経済産業省原子力災害現地対策本部の事務

経済産業省原子力災害現地対策本部は、次に掲げる事務を行う。

ア 関係機関等との連絡・調整に関すること

イ 特定事象に関する情報の収集・分析に関すること

ウ 当該特定事象に係る担当原子力事業所の設置者に対する指示、指導及び助言に関すること

エ 緊急事態応急対策拠点施設に関すること

オ その他当該特定事象に関する当該原子力災害の拡大の防止を図るための対策及び原子力災害応急・復旧対策に関すること

第2節 原子力災害予防

1 情報の収集・連絡体制の整備

緊急時に地方公共団体との連絡を円滑に行うための専用回線網等の維持・整備を行う。

2 緊急事態応急対策拠点施設の指定及び整備

大臣は、担当原子力事業所ごとに、緊急事態応急対策拠点施設をあらかじめ指定し、担当原子力事業所の立地地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練等に活用する。

緊急事態応急対策拠点施設においては、非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム等の非常用通信機器、緊急時対策支援システム（原子炉施設の状態予測等を迅速に行うシステムをいう。以下「ERSS」という。）、緊急時迅速放射能影響予測システム（原子炉施設からの放射性物質の拡散予測を行うシステムをいう。以下「SPEEDI」という。）、応急対策の実施に必要な資料等を整備、維持及び管理する。

3 経済産業省オペレーションルームの整備

経済産業省においては、電話回線、ファクシミリ、テレビ会議システム、ERSS、SPEEDI等必要な資機材を備えた十分な広さを有する経済産業省オペレーションルームを整備・維持する。

4 緊急時対策支援システムの整備

ERSSに係る運転・評価要員の非常参集体制の整備を行う。

5 原子力防災専門官の配置等原子力防災対応体制の整備

担当原子力事業者や地方公共団体の原子力防災に対する指導、助言及び緊急時における現地の情報の収集・連絡等の初期対応を行うため担当原子力事業所の所在する地域に原子力防災専門官を配置させるとともに、その平常時、緊急時における業務内容を具体的に定めたマニュアルを作成し、その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を実施する。

6 現地への職員及び専門家の派遣体制の整備

関係職員及びあらかじめ選定した専門家を必要に応じ直ちに現地に派遣できる体制の整備を行う。

7 原子力防災訓練の実施

大臣は、毎年度、原災法第13条に基づき計画を策定し、指定行政機関と協力して、国、地方公共団体、原子力事業者等が共同して行う住民の参加も含む総合的な防災訓練を実施するとともに、地方公共団体、原子力事業者等が行う通報、モニタリング、緊急時被ばく医療等の防災活動の各要素ごと、地域ごとの訓練に対して、人員の派遣等の支援を行うものとする。

原子力防災において中核的な役割を果たす原子力防災専門官は、これらの実働する訓練のほか、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練やシミュレータによる訓練を活用する等現場における判断力の向上につながる実践的な訓練を繰り返し実行するものとする。

8 原子力防災に関する知識の普及・啓発等

平常時より担当原子力事業所の立地地域の住民に対し、放射線防護等に関する正しい知識や、緊急時にとるべき行動、避難場所での行動、原子力災害に関する特殊性等の原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

また、緊急時において周辺住民等に対して的確な情報を伝達できるよう、体制の整備を図るものとする。

9 原子力防災に関する研究等の推進

原子力防災に関する研究を推進し、原子力防災に資するデータの集積、研究成果の収集等を図り、その成果を必要に応じて防災施策へ反映する。

10 立入検査の実施

大臣は、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、経済産業省の職員に命じて原災法第32条の規定に基づく立入検査を実施する。

11 再発防止対策の実施

担当原子力事業所において事故が発生した場合、その原因の究明を行い、必要な再発防止対策を講ずることにより、災害発生の未然防止に努める。

第3節 原子力災害応急対策

1 特定事象の通報を受けた場合の対応

(1) 特定事象発生時の連絡等

経済産業省原子力災害警戒本部（経済産業省原子力災害警戒本部が設置されていない場合にあつては、経済産業省。以下同じ。）は、当該特定事象の概要、今後の進展の見通し等の事故情報等を、

直ちに官邸（内閣官房）、関係省庁、関係地方公共団体等へ連絡し、これら関係機関と密接に連携するものとする。

また、担当原子力事業所にあつては、原子力保安検査官は、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を経済産業省原子力災害警戒本部に報告するとともに、原子力防災専門官は、現地の状況に関する情報の収集及び現地の関係者との連絡・調整を行うものとする。

さらに、経済産業省原子力災害警戒本部は、事故情報の概要、今後の見通し等についての情報の集約及び共有を図り、関係省庁の行う初動についての調整を行う関係省庁事故対策連絡会議を開催するため、内閣府及び官邸（内閣官房）へ当該会議を開催する旨、連絡する。

(2) 現地への職員の派遣等

経済産業省原子力災害警戒本部長は、担当原子力事業所又は担当運搬における特定事象について、発生した特定事象の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、現地における国の責任者として、原則として、副大臣又は大臣政務官を緊急事態応

急対応拠点施設等に派遣する。また、経済産業省原子力災害警戒本部は、急対応公共団体の支援に基づき適任と認める職員及び必要に応じあらかじめ選定した専門家を緊急事態応急対策拠点施設等に派遣する。

なお、派遣に当たっては、必要に応じ、防衛庁、警察庁等関係省庁に輸送支援を依頼する。

また、担当原子力事業所においては、国の責任者が到着するまでの間は、原子力防災専門官が現地における国の実質的な責任者として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言等の業務を行う。

さらに、担当原子力事業所においては、緊急事態応急対策拠点施設において、原子力防災専門官又は原子力安全・保安院審議官は、事故の概要、今後の見通し等について、関係省庁、関係地方公共団体、専門家、原子力事業者等が情報共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催する。

さらに、担当原子力事業所の区域を所管する経済産業局（以下「所管経済産業局」という。）の長は、関係機関から得られた事故情報、今後の見通し等についての情報の集約及び関係機関間の相互の調整を行わせるための、当該所管経済産業局の職員を経済産業省原子力災害現地警戒本部に派遣する。

(3) モニタリングの実施等

経済産業省原子力災害警戒本部は、原子力事業者から連絡された担当原子力事業所又は担当運搬体を使用する容器からの放射性物質等の放出状況及び地方公共団体がとりまとめたモニタリング結果等を取りまとめ、官邸（内閣官房）、関係省庁、関係地方公共団体の災害対策本部に連絡する。

(4) 原子炉施設の状況予測等の実施

経済産業省原子力災害警戒本部は、緊急時において、E R S S等を用いて、事故情報、気象情報等を適切に把握しつつ、原子炉施設の状況の予測、放射性物質の拡散地域の推定、放射能影響の予測を行う。

(5) 周辺住民等への情報伝達活動

経済産業省原子力災害警戒本部は、地方公共団体と連絡をとりつつ、原子炉施設の状況や放射能影響に関する情報等、事故の状況に関する情報を随時報道機関への発表を行うものとする。

(6) 緊急時の判断の連絡等

担当原子力事業所又は担当運搬体における原子力緊急事態について、経済産業省原子力災害警戒本部は、その旨を官邸（内閣官房）及び内閣府に連絡し、原子力緊急事態宣言の案及び地方公共団体の長に対する指示の案を官邸及び内閣府に送付するとともに、必要な情報を報告する。また、経済産業省原子力災害警戒本部は、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示を地方公共団体に伝達するものとする。

2 経済産業省原子力災害対策本部設置等

経済産業省原子力災害対策本部が設置された時から原災法第16条第1項に規定する原子力災害対策本部（以下「政府原子力災害対策本部」という。）が設置されるまでの間においては、第3節1の規定は、経済産業省原子力災害対策本部に準用する。この場合において、「経済産業省原子力災害警戒本部長」とあるのは「経済産業省原子力災害対策本部長」に読み替えて適用するものとする。

3 政府原子力災害対策本部設置後における対応

(1) 政府原子力災害対策本部と経済産業省原子力災害対策本部の関係

担当原子力事業所又は担当運搬体において、原子力緊急事態が発生し、官邸に政府原子力災害対策本部が設置された場合の事務局長は、原子力安全・保安院長とするものとする。

また、原災法第17条第8項に規定する原子力災害現地対策本部の本部長は、副大臣または大臣政務官とする。

さらに、担当原子力事業所においては、所管経済産業局の長は、緊急事態応急対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内避難状況の把握等の機能別に分けたグループを運営支援するための所管経済産業局の長が指名する職員を経済産業省原子力災害現地対策本部に派遣する。

(2) 原子炉施設の状況予測等の実施

経済産業局原子力災害対策本部は、緊急時において、E R S S等を用いて、事故情報、気象情報等を適切に把握しつつ、原子炉施設の状況の予測、放射性物質の拡散地域の推定、放射能影響の予測を行い、その結果を政府原子力災害対策本部に報告する。

(3) 事故の拡大防止

経済産業省原子力災害対策本部は、必要な場合には、事故の拡大防止策を検討し、政府原子力災害対策本部に対し、当該事故に係る担当原子力事業所の設置者に対する技術的事項等の指示、指導又は助言についての提案を行う。

(4) 退避・避難、救急医療等応急対策への取組み

経済産業省原子力災害対策本部は、必要な場合には、政府原子力災害対策本部に対し、避難のための立退き、屋内退避の勧告その他の緊急事態応急対策に関する事項の実施に係る提案を行う。また、救急医療のための職員の派遣及び医薬品等の供給を関係機関に要請する等、的確な緊急事態応急対策の実施に取り組む。

(5) 応急対策の実施状況の報告

経済産業省原子力災害対策本部は、実施した緊急事態応急対策の実施状況について、適宜、政府原子力災害対策本部長に報告する。また、必要に応じて、地方公共団体等関係機関等に連絡するものとする。

第4節 原子力災害復旧対策等

経済産業省原子力災害対策本部は、緊急時において、担当原子力事業所又は担当運搬の状態の把握や応急対策の実施に努めることはもとより、事態の収束に向けて、汚染物質対策等の復旧対策が講じられるよう努めるものとする。

また、緊急事態解除宣言の発出後において、関係省庁と連携の下、担当原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、体制の整備、風評被害等の影響を軽減するための広報活動等の災害復旧対策を講じるものとする。

さらに、被災事業者への支援、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保等の災害復旧対策を講ずるものとする。

3. その他の対策

第1章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき地震防災に関し、採るべき措置等を定める。

第1節 経済産業省地震災害警戒本部

1 経済産業省地震災害警戒本部の設置

地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合には、すみやかに経済産業省地震災害警戒本部（以下「地震災害警戒本部」という。）を設置する。また、関東経済産業局及び中部経済産業局においても、必要に応じ、各局長を長とする地震災害警戒本部を設置する。

2 地震災害警戒本部の組織及び運営

地震災害警戒本部の組織及び運営に関する事項は、経済産業省防災関係機関等組織規程に定める。

3 地震災害警戒本部の廃止

地震災害警戒本部は、当該地震災害に関する災害対策本部が設置された場合又は当該地震災害に関する警戒解除宣言があった場合には、廃止されるものとする。

第2節 判定会召集決定時の対応

参集要員は、内閣府から地震判定会が召集される旨の連絡を受けた場合には、すみやかに参集し、地震防災応急対策を実施する。

第3節 警戒宣言発令時の対応

警戒宣言が発令された場合、参集要員は、あらかじめ定められた情報連絡ルートに基づき、警戒宣言発令の旨を連絡するとともに、所要の警戒措置を講じるよう指示・要請する。

警戒宣言発令後、直ちに地震災害警戒本部を設置するとともに、各部局においては、警戒宣言発令時に対応した業務体制にすみやかに移行する。また、政府の地震災害警戒本部にあらかじめ指名した要員を参画させ、関係省庁との情報交換、地震防災応急対策の総合調整に従事させる。

第4節 地震防災応急対策の実施

防災業務マニュアル等を踏まえ、次に掲げる地震防災応急対策を実施する。

1 電気、ガス等のライフラインの供給確保

電気及びガス等の供給の継続を確保するため、必要な供給体制を整備するよう事業者を指導する。また、発災後に備えて、情報収集・連絡体制を確認するとともに、応急・復旧対策に必要な資機材及び要員の確保、事業者相互間の協力体制を整備するよう事業者を指導する。電気については、事業者相互間の電力融通等がすみやかに行われるよう必要な指導を併せて行う。ガスについては、地方公共団体等とも協力しつつ、ガスに係る防災対策を当該地域のガスの消費者に周知するよう、事業者を指導する。

2 危険物等産業施設の保安の確保

(1) 所管事業所に対する指導

関係部局は、あらかじめ地震防災対策強化地域内において地震防災上の措置を講じる必要があると認められる所管事業所の名簿を作成し、警戒宣言が発せられた場合の監督及び指導の内容等を検討しておく。

(2) 危険物等の保安確保対策

関係部局は、警戒宣言が発せられた場合において、地震が発生したときに危険物等の保安を確保するため、危険物等を取り扱う事業所に対し、法令、地震防災応急計画等に定めるところにより地震防災応急対策を講じるよう十分に監督及び指導するとともに、その実施状況の把握に努める。

3 防災関係物資の確保

関係部局は、関係経済産業局と協力しつつ、地震防災応急対策に必要とされる防災関係物資の種類及び数量についてあらかじめ検討し、地方公共団体等の要請を受けた場合には、防災関係物資を円滑に確保し得るよう努める。

なお、関係部局は、あらかじめ防災関係物資の製造業者及び流通業者並びにその事業者団体と緊急輸送体制について検討を行い、体制整備を行うよう必要な指導を行う。

関係部局は、関係経済産業局と協力しつつ、地震警戒宣言が発せられた場合、防災関係物資の需給及び価格の動向の把握並びに適正な価格による円滑な供給に努める。

上記の措置を講じるに当たっては、地方公共団体等が行う措置と競合しないよう十分留意すると

ともに、連携協力体制について十分調整する。

4 大規模な地震に係る防災訓練

地震防災応急対策の効果的な実施を図るため、地震防災対策強化地域に係る大規模地震の発生を想定した防災訓練を毎年1回以上実施する。その実施内容及び方法等は別に定める。また、訓練に際しては、地方支分部局、地方公共団体及び指定公共機関と共同して訓練するよう留意する。

5 教育及び広報

職員に対し、警戒宣言の性格、警戒宣言に基づき採られる措置の内容及びに予想される地震及び津波に関する知識等について必要な教育を行う。

警戒宣言に伴う混乱の発生を未然に防止するため、ライフラインの供給確保、危険物等の保安確保、防災関係物資の確保その他地震防災応急対策の実施状況等をすみやかに周知せしめるよう広報に努める。

第5節 地震発生後の対応

地震発生後については、第2編第2章及び第3章の定めるところにより対応する。

第2章 その他災害

第1節 火山噴火等継続災害への対応

中小企業庁は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じ、災害継続中においても、生業支援等の被災中小企業者支援策その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。

第2節 風水害対策

風水害対策の災害予防の観点から、地盤の沈下を防止するため、工業用水法（昭和31年法律第146号）による工業用地下水の採取の規制を行うとともに、代替水源としての工業用水道整備のための助成を行う。

第3節 その他事故災害対策

危険物等その他の事故災害対策については、それぞれ所要の法律の定めるところによる。

阪神・淡路大震災以降重点を置いて実施してきた防災施策

1. 耐震対策関係

①電力関係施設

阪神・淡路大震災を踏まえ、通産省資源エネルギー庁内において設置した電気設備防災対策検討会においてとりまとめられた報告書に沿って、変電設備、地中送配電設備、架空配電設備等について耐震基準の整備を行うとともに、旧耐震基準についての見直し等を実施。

②ガス関係施設

阪神・淡路大震災を踏まえ、通産省資源エネルギー庁内において設置したガス地震対策検討会においてとりまとめられた報告書に沿って、感震断装置機能を有するマイコンメーターの設置の義務づけ、ガス事業者の人的・物的資源を最大限に活用する体制の整備等を実施。

③石油関係施設

液化石油ガス用耐震自動ガス遮断器の設置を義務づける法的措置を平成9年4月から実施。全国で2,200万台の設置を実現。

④高圧ガス関係施設

高圧ガス設備等耐震設計基準を改正し、重要度の高い高圧ガス設備について、従前の耐震基準では対応できない部分を策定。また、高圧ガス配管にかかる耐震基準を追加。

2. JCO事故後の原子力防災体制の強化

JCO事故をきっかけとして制定された原子力災害対策特別措置法及び改正原子炉等規制法に基づき、

- ・原子力施設立地地域すべてに原子力防災専門官を配置
- ・事業者からの異常事態の報告義務づけ
- ・原子力災害対策本部・現地本部の設置（オフサイトセンター）
- ・国、自治体、事業者等が参加する原子力防災訓練を実施

等について措置を講じた。

3. 中小企業支援関係

①中小企業の激甚災害に架かる指定基準の見直し

平成12年度の東海豪雨による中小企業被害額は、過去の激甚災害のそれを大きく上回っていたものの、愛知県の中小企業所得額が極めて大きかったため、従来の指定基準で指定を行うことが困難であったため、激甚災害指定基準の見直しを中央防災会議において実施した。

(参考) 基準の見直し内容

従来の基準：一の都道府県の中小企業被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を越えていること

新基準：従来の基準又は中小企業被害額が1400億円を超える場合

4. 東海地震に備えた関係機関相互の連携強化

阪神・淡路大震災の教訓にかんがみ、直下型地震等の対応に対する関係機関相互の連携強化を図る観点から、「東海三県直下型地震調査連絡会議」が設置され、その関係機関として地方支部局が参加。

5. 災害等に関する調査研究の推進

- ①有珠火山噴火に関する、地殻変動、地下水、噴出物、噴煙等の現地調査・かんそくに基づく噴火活動の実態把握、活動推移の予測等を地質調査所が実施。
- ②三宅島火山に関する噴出物、噴煙、火山ガス、地下水などの現地調査・観測を地質調査所が実施。
- ③地質調査所による全国主要活断層の調査の実施（1995～2004）
- ④地質調査所による地震予知のための地下水調査の実施。